

久留米市卸売市場運営協議会（会議録要旨）

日時：令和元年11月21日(木) 14:30から

場所：久留米市中央卸売市場 管理事務所会議室

1 開会

事務局

本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

当協議会は、規則第7条第2項により「委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。」となっております。

本日は、委員総数23名のうち18名の方のご出席により、本会議が成立していることをご報告いたします。

なお、A委員、B委員、C委員、D委員、E委員からは、「欠席」との連絡を受けております。

それでは、会長、お願いします。

会長

本日はお忙しい中、運営協議会に御出席いただき、ありがとうございます。

なお、前回の会議に欠席しまして、ご迷惑をおかけしました。特に、副会長には、大変お世話をおかけしました。

本日の議題は、第1回の会議に引き続き、市長から諮問をいただいている、「卸売市場法の改正に伴う条例改正の対応方針について」です。前回の会議において、配布資料を基に、委員の皆様方から様々なご意見をいただきました。

先ず初めに、前回の主な意見を事務局に説明していただきます。

2 議題

事務局

資料1に基づき、説明。

会長

本日は、前回会議のご意見を踏まえて、委員会としてどのように市長に答申するかを審議します。

私から「答申（案）」について提案させていただき、皆様方からご意見

	<p>をいただきたいと考えております。 事務局は、答申（案）を朗読して下さい。</p>
事務局	<p>資料2の答申（案）を朗読、説明。</p>
会長	<p>事務局ありがとうございました。 答申（案）について、委員の皆様方のご意見をお願いいたします。</p>
F委員	<p>関係者間の十分な協議を答申に入れるのはいいと思いますが、前回の会議では市が責任を持って行うということに趣があったと思います。誰が調整を行うかという主語を入れたほうがよいと思います。</p>
事務局	<p>久留米市が、又は、開設者がという主語を入れたいと思います。</p>
会長	<p>それでは、本日の会議を十分に踏まえて、改めて、答申書をつくりたいと思います。 なお、これからの答申書と市長への答申は、私に一任させていただきたいのですが、いかがでしょうか。</p> <p>(委員の了承)</p>
3 その他	
会長	<p>ご承認ありがとうございます。それでは、私の方で責任をもって、答申させていただきます。 「その他」の項目に移ります。委員の皆様方から何かございますか。</p>
G委員	<p>答申を市長に見せて、市長・副市長・各部局と話し合いをしますよね。中間報告でもいいので、最終の報告でもいいので、運営協議会でもう一回報告すべきでは。 時期は任せます。</p>
会長	<p>G委員の言ったとおり、もう一回開いてほしいと思います。</p>
事務局	<p>年明けを目途にもう一回開く予定です。</p>

H委員

前回の会議で第三者・直荷引きが絶対まともらないという話をしました。仲卸業者が直荷引きを行う理由を皆さんに知ってもらいたいです。スーパー等からの要望に応えるため、私たちは直荷引きを行わざるを得ません。卸売業者がスーパー等からの要望を聞いてくださるというならば、直荷引きを行う必要はありません。直荷引きを行ってはならないというならば商売できません。公正・公平な条例を市に作ってもらいたいです。

I委員

現実的にどこの市場でもH委員の言われたことが行われています。地域によって様々な慣習があるので、国が規制を撤廃しても、協議のうで規制を残してもいいとなっております。卸売業者が言う第三者販売は、出荷者の指値対応のためです。これは、卸売業者の収益悪化の大きな原因です。第三者販売は必要悪です。

その他の取引ルールにつきましては、条例の中では別途定めると規定されます。そこまでは了承済みです。

H委員が言われる通り、互いの生き残りをかけて納得できるような話し合いをしなければなりません。そのためには、市場取引委員会が必要です。現在の取引委員会は開設者が委員として入っていないため、機能していません。ぜひ、その他のルール作りは取引委員会の中で意見を出し合って決めていきたいです。

会長

事務局いかがですか。

事務局

貴重なご意見ありがとうございます。条例の答申をいただき、規則のルール作りをする中でご意見を踏まえまして検討していきたいと思えます。

会長

他にありませんか。

事務局

はい。H委員から直荷引き、卸売業者からは第三者販売の説明をいただいたところですが、立場上相反するルール作りが課題です。双方が認識した上での直荷引き・第三者販売が行えるルール作りをしていきます。

また、取引委員会の構成は皆さんの意見を踏まえながら考えていきます。

会長	I 委員、H 委員、いいですか。
I 委員	市場の活性化が大きな課題です。市場まつりは大変好評ですが、開催側は高齢化の問題で来年の開催が危ぶまれています。せっかく取引委員会を開くのであれば、市場活性化、市場開放について話し合ってほしいです。
会長	意見が出ましたが、G 委員、取引委員会のリーダーになってくれませんか。
G 委員	今から取引委員会のメンバーを決めていくのでしょうか。課題はもうわかっているのだから、後はどういう形で確約をとっていかだと思えます。こう決まりましたでは困ります。取引委員会でルールを作ってもいいけれど、運営協議会で取引ルールの報告を受けて私たちも参画しなければならないのでは。
事務局	市場運営に大きな影響を及ぼすことや、市場関係者が重大な課題であると思っていることにつきましては、引き続き運営協議会で説明させていただきたいと考えております。
J 委員	取引委員会の中でルール作りをするのはいいのですが、誰が管理するのでしょうか。規制を撤廃するのが国の基本的な考え方ですから、互いに歩み寄っていかないといけないと思えます。 市はどこまで管理できるのでしょうか。現状でも自由にできる状態ですよね。取引委員会でルール作りをしても、絵に描いた餅では困ります。
会長	事務局どうですか。
事務局	厳しいご意見をいただきました。意見を踏まえながら新たな取引委員会の中で皆さんが納得できるような監督・指導のやり方を検討していきます。
会長	他に何かありませんか。
H 委員	タイムスケジュールを教えてください。

また、私たちが危惧しているのは、営業に支障がでないかという点です。卸売業者に確認したところ、我々の既存の客には手を出さないということでしたが、今はそうでも、5年後、10年後にどうなるかはわかりません。そういうのがあって、第三者販売を規制してほしいと言っています。

J委員

ちょっとよろしいですか。久留米市だけで考えているからそうかもしれないませんが、例えばK社が参入してきたらどうでしょうか。今は市場間でも競争が起こってきています。ここだけで見ていると結局全部なくなるのでは。周りが自由化してくると、ここだけ規制しても外から食い込まれてしまいます。結局規制を残すと競争に負けていくのでは。

H委員

本音で言うと仲卸業者は規制を全て撤廃して自由競争を行いたいと考えています。今までは卸売市場法に守られていましたが、環境の変化のため国は規制を撤廃したと思います。そんな中、全て撤廃して自由競争をしようというふうに仲卸業者は考えています。どうしてそんなに強気なのかというと、卸売業者に勝つ自信があるからです。しかし、我々も伸びて、卸売業者も一緒に伸びてもらいたいです。話し合いながら、互いにうまくいく道を模索していきたいと思います。

会長

ありがとうございます。事務局はなにかありませんか。日程等は。

事務局

条例は3月議会に上程予定です。そこで承認をいただいたならば、卸売業者から市へ許可申請を出してもらい、4月上旬に国・県へ認定申請を出し、6月頃に国・県から認定がいただけますので、6月21日から新しい条例の施行となります。規則は条例とあわせて進めてまいります。

会長

H委員、いいですか。事務局からは他にありませんか。

事務局

お礼。

会長

それでは、本日の協議会を終わります。みなさま、ご協力ありがとうございました。